

# 非常災害時等の臨時措置

愛知教育大学附属特別支援学校

[令和2年4月1日改訂]

[非常災害時等の登下校は次のとおりとする。]

1 登校後に、地震、暴風雨などの災害が発生したり、暴風警報、大雨警報（浸水害・土砂災害とも）、または大雪警報、暴風雪警報が発令されたりした場合には、教職員の指示によって下校させる。

ア 全児童・生徒が安全に下校できるときを見て授業を中止し、速やかに通常の通学方法で下校させる。

イ 児童・生徒の安全な帰宅が困難と判断した場合には、学校に待機させる。（保護者と連絡をとり、学校まで迎えに来てもらう。）

2 登校前に、暴風警報、大雨警報（浸水害・土砂災害とも）、または大雪警報、暴風雪警報が、本校児童・生徒の居住地に発令されている場合、全児童・生徒は、登校せず、自宅で待機する。

本年度は、以下の市町村または地域を対象とする。

岡崎市、豊田市西部、安城市、刈谷市、知立市、蒲郡市、名古屋市、 豊明市、西尾市、みよし市、高浜市 西三河南部、西三河北西部、東三河南部、尾張東部 愛知県西部、愛知県東部、愛知県全域
---

ア 午前6時の時点で警報が解除されていない場合は、その日の授業は中止する。

※ 午前6時以前に警報が解除された場合でも、交通機関の故障や道路・橋の決壊等のために登校に危険が伴う場合、あるいは、その他安全に登校できないと判断された場合には、登校には及ばない。ただし、電話等で必ず学校に連絡すること。

3 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合についても、上記の1・2に準ずる。

4 通学用交通機関がストライキのため不通の場合も、上記と同等に扱う。